

岡山市離島における介護サービス提供事業者への渡航費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市離島における介護サービス提供に係る基盤整備に資するため、予算の範囲内において岡山市離島における介護サービス提供事業者への渡航費等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 離島 犬島をいう。
- (2) 介護サービス 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護、同条第4項に規定する訪問看護、同条第23項に規定する居宅介護支援、法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護、同条第4項に規定する介護予防訪問看護及び同条第18項に規定する介護予防支援をいう。
- (3) 訪問型サービス 岡山市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成29年市規則第12号）第4条第1項第1号アに規定する介護予防訪問サービス及び生活支援訪問サービス並びに、同条第1項第1号ウに規定する介護予防ケアマネジメントをいう。
- (4) 要介護者等 法第7条第3項及び第4項に規定する要介護者及び要支援者をいう。
- (5) 居宅要支援被保険者等 省令第140条の62の4各号のいずれかに該当する被保険者をいう。
- (6) 渡航費等 宝伝港から犬島港までの定期船を利用する往復料金（介護サービス又は訪問型サービスを提供するために必要な資材等の運搬料金は除く。）並びに岡山市営宝伝駐車場及びその周辺の駐車場を利用する料金（駐車場の月極契約を結ぶ場合、日額×日数の額が当該契約金額を下回るときは、実際の日額×日数の金額とし、当該契約金額以上のときは、当該契約金額とする）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する介護サービス及び訪問型サービス等を離島に居住する要介護者等及び居宅要支援被保険者等に対して提供するために離島へ訪問するサービス事業者等とする。

- (1) 訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービス
- (2) 訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス
- (3) 介護予防訪問サービス及び生活支援訪問サービス
- (4) 居宅介護支援、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント
- (5) 上記サービスに関する、その他ケアマネが必要と判断するサービス担当者会議

(補助対象金額)

第4条 市長は、前条に規定する補助対象者が介護サービス又は訪問型サービスを提供した際に負担した渡航費等に相当する額を補助するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金を受けようとする者は、岡山市離島における介護サービス又は訪問型サービス提供事業者への渡航費等補助金交付申請書(様式第1号)に、実績報告書(様式第1号-2)、渡航費等の領収証書、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書等は次の表の左欄に掲げる利用期間ごとに、それぞれ右欄に掲げる日までに提出しなければならない。

利用期間	申請期限
上半期(4月～9月)	9月末日
下半期(10月～3月)	3月末日

(補助金の交付決定及び確定)

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び確定をし、岡山市離島における介護サービス又は訪問型サービス提供事業者への渡航費等補助金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の通知から10日以内に、岡山市離島における介護サービス又は訪問型サービス提供事業者への渡航費等補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、4月から9月までの利用期間分の補助金を11月に、10月から3月までの利用期間分の補助金を4月に、それぞれ一括して交付するものとする。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第13条に規定する遂行状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は、要しない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。